

市職員の不適正な事務処理等に関する
調査特別委員会

中間報告書

令和6年3月22日

延岡市議会
市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会

目 次

第1	調査事件	p. 1
第2	調査に至った経緯	p. 1
第3	特別委員会	p. 1
第4	調査経費	p. 2
第5	委員会の開催状況	p. 3
第6	証人の出席等	p. 5
第7	記録、資料の提出	p. 8
第8	実地調査の有無	p. 11
第9	告発等の有無	p. 11
第10	調査結果	p. 12
第11	おわりに	p. 25

第1 調査事件

本市議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項
- (2) 上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に関する事項

なお、本中間報告においては、総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項に関する報告を行う。

第2 調査に至った経緯

市当局においては、令和5年8月1日付けで、本委員会の調査事件となる2件の事案について、関係職員の懲戒処分を行い、議会に対しては、8月7日の会派代表者会及び8月10日の全員協議会で、また、市民やマスコミに対しては、8月10日付けで公表を行った。

議会としては、会派代表者会及び全員協議会、さらには、令和5年9月定例会における一般質問により、市当局に対し本件についての疑義を質したが、職員が懲戒処分を受けることとなった詳細な事実や背景等の全てが、必ずしも明らかにされたとは言えない状況であると考えること、また、本件に関して、市当局はすでに警察への告発を行っているとのことであるが、一方で、市の責任により行われている職員への懲戒処分や工事業者に対する行政処分の措置の必要性の判断に対する妥当性の検証については、警察の捜査ではなく、市の責任において行うべきであると考えた理由により、9月定例会最終日の令和5年9月29日の本会議において「市職員の不適正な事務処理等に関する調査に関する決議（案）」が議員提案により提出され、賛成多数で可決されたことにより、本委員会の調査事件について、本市議会で調査を行うこととなった。

第3 特別委員会

1 特別委員会の設置

上記事項の調査は、地方自治法第109条及び延岡市議会委員会条例第4条の規定により委員8人からなる市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。

2 調査権限

本議会は、第1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を本委員会に委任する。

3 調査期間

本委員会は、第1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 委員の定数、委員長、副委員長及び委員の氏名（会派名等）

委員定数 8 名

委員長	北 林 幹 雄	（自民党きずなの会）
副委員長	甲 斐 行 雄	（友愛クラブ）
委員	柴 浩 信	（自民党きずなの会）
	宮 田 博 徳	（立憲民主党市議団）
	梶 本 英 一	（自民党きずなの会）
	平 田 信 広	（無会派（日本共産党））
	小 野 正 二	（公明党市議団）
	上 杉 泰 洋	（無所属市民の会）

第4 調査経費

(1) 令和5年度分：150万円以内（令和5年9月29日議決）

(2) 決算見込み額（令和6年3月21日現在）

節	内 容	金 額
旅 費	費用弁償（委員、証人）	204,320 円
	職員普通旅費	25,080 円
委託料	弁護士助言業務委託料 （※現時点での概算）	574,200 円
	委員会議事録作成委託料	250,800 円
合 計		1,054,400 円

第5 委員会の開催状況

回	開催日時	調査の概要
第1回	令和5年9月29日(金) 本会議休憩中	1 正副委員長の互選
第2回	令和5年11月14日(火) 開会：午後4時00分 閉会：午後4時18分	1 今後の委員会運営について 2 記録の請求について 3 助言弁護士の選任について 4 市当局からの要望事項について 5 次回の委員会の開催について
第3回	令和5年12月8日(金) 開会：午後1時30分 閉会：午後2時22分	1 請求資料の受領及びその取扱について 2 委員への資料(記録等の写し)の配付について 3 今後の委員会の運営について 4 助言弁護士の選任について 5 次回の委員会の開催について
第4回	令和5年12月19日(火) 開会：午前10時00分 閉会：午前10時34分	1 前回の委員会での決定事項の確認について 2 今後の調査の論点について 3 次回の委員会の開催方法について 4 市当局から受領している記録(原本)の返却について 5 次回の委員会の開催日程について
第5回	令和5年12月27日(水) 開会：午前9時30分 閉会：午前11時40分	【秘密会】 1 前回の委員会での決定事項の確認について 2 総務部総務課の案件の証人喚問について 3 証人尋問の進め方等について 4 当面の委員会の運営等について 5 次回の委員会の開催方法について 6 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第6回	令和6年1月23日(火) 開会：午後12時05分 閉会：午後12時16分	【秘密会】 1 証人尋問に関する協議について
第7回	令和6年1月26日(金) 開会：午後1時30分 閉会：午後5時07分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 今後の委員会の運営について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について

第8回	令和6年2月6日(火) 開会：午前9時30分 閉会：午前10時06分	【秘密会】 1 今後の証人尋問の実施予定について 2 追加で出頭を求める証人への尋問事項について 3 次回以降の委員会の開催方法について 4 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第9回	令和6年2月9日(金) 開会 午後1時30分 閉会 午後4時45分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 次回尋問の尋問内容について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第10回	令和6年2月16日(金) 開会 午後1時30分 閉会 午後5時47分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 次回尋問の尋問内容について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第11回	令和6年2月21日(水) 開会 午前9時30分 閉会 午後5時15分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 次回以降の委員会の運営について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第12回	令和6年2月28日(水) 開会 午後1時30分 閉会 午後3時58分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 次回以降の委員会の運営について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第13回	令和6年3月8日(金) 開会 午後4時12分 閉会 午後5時08分	【秘密会】 1 委員会中間報告について 2 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第14回	令和6年3月15日(金) 開会 午後2時59分 閉会 午後4時54分	【秘密会】 1 調査報告書案について 2 追加の資料請求について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第15回	令和6年3月21日(木) 開会 午後3時29分 閉会 午後3時56分	【秘密会】 1 委員会中間報告案について 2 委員会中間報告の申出について 3 令和6年度の調査経費に関する決議案の提案について 4 市当局から受領している記録(原本)の返却について 5 本日の議事内容の秘密事項の確認について

※ なお、本委員会の調査対象項目については、市当局より、既に関係職員の懲戒処分の実施及び警察に刑事告発を行ったことが公表されているため、それらの対象者のうち氏名等

が非公表である者の特定を防ぐため、証人尋問に関する協議及び実際の証人尋問については、委員会を秘密会として開催した。(特に、実際に証人尋問を実施する委員会の開催については、報道関係者以外へは事前の開催を周知しないなどの配慮を行った。)

第6 証人の出席等

1 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

●第1回尋問（令和6年1月26日）

(※懲戒処分対象者の氏名等を記載している箇所については、一部表現を変えている。)

証人	証言を求めた事項	尋問時間
証人①	<ul style="list-style-type: none"> ・本件を認識した経緯と認識後の自身の対応 ・事案発覚後の組織（課内）での対応（上司への報告及び上司からの指示） ・令和4年度の総務部総務課広報広聴係の業務の状況及び人員体制 ・令和4年4月1日付機構改革（広報広聴係の移管）時の備品の引き継ぎ 	13:33 ～ 14:59
証人②	<ul style="list-style-type: none"> ・本件を認識した経緯と認識後の自身の対応 ・事案発覚後の組織（課内）での対応（上司への報告及び上司からの指示） ・本事案が長時間放置されていたことによる係の業務への影響 ・再発防止策 	15:19 ～ 16:42

●第2回尋問（令和6年2月9日）

証人	証言を求めた事項	尋問時間
証人③	<ul style="list-style-type: none"> ・本件公物窃取行為を行った元職員の経営政策課所属時の状況 ・本件公物窃取事案発生を認識した経緯と認識後の自身や組織（課内）での対応 ・令和4年度の総務部総務課広報広聴係の業務の状況及び人員体制 	13:32 ～ 15:08
証人④	<ul style="list-style-type: none"> ・本件公物窃取事案の再調査に至った経緯及び再調査後の対応 ・令和4年度の総務部総務課広報広聴係の業務の状況及び人員体制 	15:29 ～ 16:41

●第3回尋問（令和6年2月16日）

証人	証言を求めた事項	尋問時間
証人⑤	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の総務部総務課広報広聴係の業務の状況及び人員体制 本件公物窃取事案発覚後の組織での対応（部下への指示及び上司への報告並びに上司からの指示） 令和4年4月1日付け機構改革（広報広聴係の移管）時の経営政策課長からの引継ぎ 本件公物窃取事案を長期間放置していた理由と最終的な対応方針 令和5年4月1日付け人事異動に伴う後任課長への引き継ぎ 	13:32 ～ 15:46
証人⑥	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日付け人事異動に伴う前任課長からの引き継ぎ 本件公物窃取事案発覚後の組織での対応（部下への指示及び上司への報告並びに上司からの指示） 再発防止策 	16:02 ～ 17:43

●第4回尋問（令和6年2月21日）

証人	証言を求めた事項	尋問時間
証人⑦	<ul style="list-style-type: none"> 本件公物窃取行為を行った元職員の経営政策課所属時の状況 本件公物窃取事案に関する懲戒処分内容及び処分決定までの経緯 再発防止策 	9:32 ～ 11:20
証人⑧	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日付け人事異動に伴う前任部長からの引き継ぎ 本件公物窃取事案を認識した経緯と認識後の対応（部下への指示及び上司への報告並びに上司からの指示） 再発防止策 	11:33 ～ 13:20
証人⑨	<ul style="list-style-type: none"> 本件公物窃取事案発覚後の組織での対応（部下への指示及び上司への報告並びに上司からの指示） 令和5年4月1日付け人事異動に伴う管理監督者Cの異動の経緯 令和5年3月31日付け定年退職に伴う後任部長への引き継ぎ 	13:41 ～ 15:21

証人⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・本件公物窃取事案を認識した経緯と認識後の対応（部下への指示及び市長への報告並びに市長からの指示） ・令和5年4月1日付け人事異動に伴う管理監督者Cの異動 ・再発防止策 	15:40 ～ 17:08
-----	--	---------------------

●第5回尋問（令和6年2月28日）

証人	証言を求めた事項	尋問時間
証人⑪	<ul style="list-style-type: none"> ・窃取行為を行った元職員の経営政策課所属時の状況 ・令和4年4月1日付け機構改革（広報広聴係の総務課移管）に伴う備品の所管替え 	13:32 ～ 14:25
証人⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・窃取行為を行った元職員の経営政策課所属時の状況 ・令和4年4月1日付け機構改革（広報広聴係の総務課移管）に伴う備品の所管替え 	14:43 ～ 15:32

第7 記録、資料の提出

1 地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録

(※懲戒処分対象者の氏名等を記載している箇所については、一部表現を変えている。)

提出を求めた記録	請求先
<p>○第1回請求（令和5年11月15日）</p> <p>※本特別委員会の調査対象事項である「総務部総務課職員による公物の窃取」及び「上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結」に係する全てのもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係職員（退職者を含む）に対し実施した聴取記録 2. 当局における協議、打ち合わせの記録（時系列） 3. 関係職員への事情聴取の結果等に基づき作成した市長への報告文書 4. 職員懲戒処分委員会の議事録（会議資料を含む） 5. 職員の懲戒処分決定に関する起案・決裁文書 6. 警察への告発に関する起案・決裁文書（提出書類の控を含む） 	
<p>○第2回請求（令和5年12月25日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度在職の総務部長及び総務課長への事情聴取等の記録（前任者からの引継の有無、本件発覚以降の対応等が分かるもの） 2. 令和5年4月1日付け人事異動に伴う令和4年度在職の総務部長及び総務課長から後任者への事務引継書のうち本事案に関する部分 <p>【総務部総務課職員及び上下水道局職員の事案に共通するもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既提出済の起案文書等以外に両事案に関する市長・副市長への報告・協議・指示内容が分かる協議記録等 2. 既提出分以外に市の顧問弁護士との協議内容が確認できる記録等 	<p>延岡市長 読谷山 洋司</p>
<p>○第3回請求（令和6年2月26日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和4年4月1日付け機構改革（広報広聴係の移管）に伴う企画部経営政策課から総務部総務課への備品の所管替えに関する決裁文書等の関係書類（以下の事項が分かるもの） <p>令和3年度末に企画部経営政策課広報広聴係が所管していた備品のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部経営政策課から総務部総務課へ所管替えされた備品 ・所管替えを行わずに廃棄処分された備品 <p>のそれぞれについて、所管替え又は廃棄処分を行った際に、対象とした備品の内訳や、所属長や係長が決裁を行っていることが確認できる書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 上記1以外に、令和3年度中に企画部経営政策課広報広聴係が所管していた備品のうち、令和3年度中に廃棄処分したものに係る廃棄手続き時の決裁文書等の関係書類 	

<p>○第4回請求（令和6年3月18日）</p> <p>1. 令和5年7月12日に行われた当事者職員に対する職員課の聴取において、当事者職員が「モニターは令和3年5月頃、ビデオ編集ソフトは令和5年2月頃に、それぞれ持ち帰って売却した」と供述し、令和5年7月26日付で同職員の署名を得ているが、その後の8月1日に開催された職員分限懲戒委員会の説明資料及び議会への報告資料、報道機関への発表資料にその旨が記載されていない経緯や理由が分かる記録（当事者職員への再聴取の記録など）</p>	
--	--

2 提出・照会を求めた資料等

（※懲戒処分対象者の氏名等を記載している箇所については、一部表現を変えている。）

提出・照会を求めた資料等	照会先
<p>○第1回請求（令和5年11月15日）</p> <p>【照会】</p> <p>1. 8月10日開催の全員協議会の説明資料中、匿名とされている関係者の氏名等</p> <p>【資料請求】</p> <p>2. 本市職員の懲戒処分の基準及び懲戒処分等の公表基準（本件における職員懲戒処分委員会の開催日現在の内容とする。ただし、請求記録4の委員会議事録の会議資料に含まれている場合は提出不要。）</p>	
<p>○第2回請求（令和5年12月25日）</p> <p>【提出を求めるもの】</p> <p>1. 令和3年度の企画部経営政策課広報広聴係の以下の内容が分かる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の職務分担と座席配置 ・休職者及び長期の病気休暇取得者の有無及び該当期間 <p>2. 令和4年度の総務部総務課（課全体）の以下の内容が分かる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の職務分担と座席配置 ・休職者及び長期の病気休暇取得者の有無及び該当期間 ・年度途中の退職者の有無及び該当者がいた場合の退職申し出日、退職日 ・年度末の早期退職申し出者の有無及び該当者がいた場合の退職申し出日 ・職員の月別の時間外勤務の実施状況及び年次有給休暇の取得状況 <p>3. 市の備品（カメラレンズ等）を修理に出す場合の市の規定や手順が示された資料</p> <p>【照会事項】</p> <p>1. 資料5として提出されている決裁文書「総務課職員による市備品の業務上横領事案について」の起案日（令和5年6月20日）から決裁日（令和5年7月24日）までに1か月以上要している理由（この間の協議内容等が分かる記録があれば提出願いたい。）</p>	<p>延岡市長 読谷山 洋司</p>

○第3回請求（令和6年2月26日）

【提出・照会を求める事項】

1. 当事者職員に係る令和5年6月20日から令和5年8月1日までの土曜日、日曜日、祝日を除く、日ごとの勤務状況（出勤、欠勤、休暇取得等（休暇を取得している場合は休暇の名称））が分かる資料等
2. 延岡市職員の懲戒処分等の公表基準

○第4回請求（令和6年3月18日）

【提出・照会を求める事項】

1. 令和5年6月22日に行われた総務課法制第1係長の当事者職員への聴取の際に、望遠レンズを窃取した時期（自宅に持ち帰った時期）について、当事者職員が「はっきりと覚えていないが、令和4年の3月～4月の間と思う」と供述し、令和5年7月26日付で同職員の署名を得ているが、議会への報告資料、報道機関への発表資料に、「総務部総務課職員が、令和4年4月頃から令和5年2月頃の間、市が所有するカメラ望遠レンズ2点及びビデオ編集ソフト1点並びにリース物件であるパソコン液晶モニターディスプレイ1点を金銭に換える目的をもって窃取し」と記載している理由（「令和4年3月頃から」と記載しなかった理由）
2. 同じく、当事者職員が「モニターは令和3年5月頃、ビデオ編集ソフトは令和5年2月頃に、それぞれ持ち帰って売却した」と供述し、令和5年7月26日付で同職員の署名を得ているが、議会への報告資料、報道機関への発表資料に、「パソコン液晶モニターディスプレイについては、令和3年5月頃から」と記載しなかった理由について、上記「地方自治法第100条第1項に基づき送付を求める記録」が存在しない場合にその経緯や理由をお示し願いたい。（いつ、誰が、誰に対して、どのような方法で、どのようなことを確認して、令和3年5月頃の可能性はないと判断したのか）
3. 当事者職員に対する令和5年6月分期末勤勉手当及び令和5年7月分給与の支給の有無
4. 当事者職員の庁舎入退出用のセキュリティーカードを使用不可能とする手続き（作業）を行った具体的な日にち（当事者職員のセキュリティーカードが無効となり使用不可能となった日）

【確認事項】

令和5年11月15日付延議第531号で請求した「関係職員（退職者を含む）に対し実施した聴取記録」に対する提出資料の中に令和3年度に経営政策課広報広聴係に在籍した当事者職員以外の職員への聴取記録が含まれていないが、聴取を行っていないということによろしいか。

また、聴取を行っているが聴取記録を作成していない場合に、他の広報広聴係員からの令和3年度中の液晶モニターの所在に関する聴取結果をお示し願いたい。

第8 実地調査の有無

(1) 記録の分析

市長から本報告書「第7 記録、資料の提出」に記載の記録、資料一式の提出を求め、その分析を行った。

(2) 実地調査

なし

(3) 証人尋問の実施

令和6年1月26日（第7回委員会）から令和6年2月28日（第12回委員会）までの間、延べ12人に対して地方自治法第100条第1項の規定による証人尋問を実施した。

なお、12人の証人については、出頭拒否や証言拒否はなかった。

第9 告発等の有無

なし

第 10 調査結果

1 市当局の発表事項（令和 5 年 8 月 10 日）

令和 5 年 8 月 10 日に市当局が市議会（全員協議会）及び報道関係者並びに市ホームページで公表した事項は以下のとおりである。（総務部総務課職員の公物窃取事案の関係部分【事案 1】のみを掲載）

〈令和 5 年 8 月 10 日市当局発表事項〉

○発表事項：懲戒処分の公表

○発表内容

下記のとおり、地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に基づき、懲戒処分を行ったので、お知らせします。

（参考）地方公務員法

第 29 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

1 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

記

【事案 1】 総務部総務課職員による公物の窃取

1. 事案の概要

総務部総務課職員が、令和 4 年 4 月頃から令和 5 年 2 月頃の間、市が所有するカメラ望遠レンズ 2 点及びビデオ編集ソフト 1 点並びにリース物件であるパソコン液晶モニターディスプレイ 1 点を金銭に換える目的をもって窃取し、その後、当該行為を隠ぺいするため、虚偽の報告等を行った。

また、令和 4 年 7 月頃、当時の管理監督者が、カメラ望遠レンズ 2 点の所在が不明になっていることを部下からの報告により把握したにもかかわらず、適切な報告や事実確認等を行わなかった。

【窃取された公物内訳】

品目	購入時期	購入価格
レンズ①	令和 3 年 11 月 22 日	247,500 円
レンズ②	令和 3 年 11 月 22 日	247,500 円

液晶モニター	令和2年10月1日 (リース)	222,640円
ビデオ編集ソフト	令和5年2月24日	69,850円

計 787,490円

*被害額とは異なる(被害額は現在監査委員が算定中)

2. 懲戒処分等について

(1) 当事者

- 処分内容 免職
- 処分年月日 令和5年8月1日(火)
- 該当職員の所属 総務部総務課
- 該当職員の職位 主任主事
- 該当職員の氏名 ■ (市当局の発表時は実名を記載)
- 該当職員の年齢 30代 (市当局の発表時は実年齢を記載)

(2) 管理監督者(以下「管理監督者C」と表記)

- 処分内容 減給10分の1分6箇月
- 処分年月日 令和5年8月1日(火)
- 該当職員の所属 総務部 ※令和4年度
- 該当職員の年齢 50代

3. 再発防止策について

- (1) 法令遵守の徹底を図るため、内部規程の整備や職員の研修を実施する。
- (2) 全ての課室の備品を総点検するとともに、備品管理に関する研修を実施し、適正な事務処理の遂行と再発防止及び備品管理の徹底を図る。
- (3) 本日夕刻に緊急部課長会議を開催し、綱紀粛正、服務規律の確保及び法令に基づく適正な事務処理の徹底について、市長による訓示を行う。

〈発表時の別紙資料1に記載されていた内容〉

1. 備品内訳

品目	メーカー型番	購入時期	購入価格
レンズ①	CanonEF100-400mm	令和3年11月22日	247,500円
レンズ②	CanonEF 70-200mm	令和3年11月22日	247,500円
液晶モニター	EIZO CS2740-BK	令和2年10月1日 (リース)	222,640円
ビデオ編集ソフト	EDIUS X Pro	令和5年2月24日	69,850円

計 787,490円

*被害額とは異なる（被害額は現在監査委員が算定中）

2. 時系列

【令和4年度】

令和4年4月頃

- ・総務課所管のレンズ2点の所在がわからなくなった際、課員Aが当事者職員にレンズの所在を尋ねたところ、レンズは修理に出しているとの報告があった。

令和4年7月27日

- ・課員Aがレンズの修理の進捗について当事者職員に尋ねたところ、まだ修理が終わっていない旨の回答があった。

令和4年7月28日

- ・課員Aが当事者職員からレンズの修理は嘘であることの告白を受けた。このことを課員Aは管理監督者Cへ報告した。しかし、管理監督者Cはその後の適切な報告や確認を行わなかったため、事実の判明には至らなかった。

【令和5年度】

令和5年5月31日

- ・課員Bが業務で使用するため、レンズの所在を当事者職員に尋ねたところ、業者へ修理に出しており、6月19日に戻ってくる旨の回答があった。

令和5年6月19日

- ・レンズが戻ってこなかったため、課員Bが当事者職員に対して事情聴取を行ったところ、自らの借金返済に充てるためにレンズ2点を売却したことを認めた。さらに、液晶モニター1点及びビデオ編集ソフト1点も売却していることが判明した。
- ・それらを直ちに市長、副市長に報告したのち、弁護士や警察との協議と併せて、人事当局による本人及びすべての関係職員に対する事実確認の聴取を開始した。

2. 委員会で得られた証言及び確認した事項

市当局の発表事項に対して、本委員会で得られた証言及び確認した事項は以下のとおりである。

【市当局発表事項】

1. 事案の概要（前段部分）

総務部総務課職員が、令和4年4月頃から令和5年2月頃の間、市が所有するカメラ望遠レンズ2点及びビデオ編集ソフト1点並びにリース物件であるパソコン液晶モニターディスプレイ

プレイ1点を金銭に換える目的をもって窃取し、その後、当該行為を隠ぺいするため、虚偽の報告等を行った。

- 公物窃取が行われた具体的な時期については、本委員会においても特定には至らなかった。しかしながら、市当局から受領した記録によると、カメラ望遠レンズ2点については、当事者職員が総務課法制両係長による事情聴取に対して、「はっきり覚えていないが、令和4年の3月～4月の間と思う。」と供述している。

また、本委員会の調査において、当事者職員以外の証人から「自分が3月議会の撮影に行ったときに望遠レンズを使った記憶があるが、中旬から下旬にかけて2週間ぐらい休んだ後、復帰したときにレンズがなかった記憶がある。その際当事者職員に「レンズがない」と言ったら、「修理に出している」と言われた記憶があるので、令和4年4月1日付の機構改革に伴う備品の移動作業の時には、多分なかったと思う」との旨の証言があったことから、カメラ望遠レンズ2点の窃取については、令和4年3月末であった可能性も考えられる。

- さらに、リース物件であるパソコン液晶モニターディスプレイ1点については、当事者職員が、職員課による事情聴取に対して、「モニターは令和3年5月頃、ビデオ編集ソフトは令和5年2月頃に、それぞれ持ち帰って売却した」と供述している。

あわせて、本委員会の調査において、パソコン液晶モニターディスプレイの所在不明に気づいた時期について、当事者職員以外の証人から「時期が定かではなくて、令和3年頃だろうとぐらいしか言えないが、かなり前である」との旨の証言を得ていることから、市当局が発表している「令和4年4月頃から」ではなく、「令和3年5月頃」に窃取が行われていた可能性も否定できない。

なお、公物の窃取を行なった当事者が「令和3年5月頃」と供述しているのに、市当局が「令和4年4月頃から」と発表した理由や経緯等については、本委員会として、令和6年3月18日付の第4回請求時（本報告書P10）により、市当局に確認しているが、本報告書作成直前での請求であったため、現時点で市当局からの回答は得られていない。そのためこの点については、今後確認を行った上で、本委員会の最終報告において改めて報告したいと考える。

いずれにしても、公物の窃取が行われた時期については、管理監督者の責任の範囲や市当局が発表した情報の正確性の面からも、非常に重要な点であるため事実関係の確認が必要であると考え、本委員会及び市当局双方とも捜査権を有していないことから、これ以上の特定は不可能であると考え。

しかしながら、重要な点であることは変わらないので、今後、市当局において、警察への確認や裁判の傍聴などにより積極的な把握に努めていただき、新たな事実を確認した場

合には、遅滞なく、その内容を議会や市民に対して報告して頂きたい。

【市当局発表事項】

1. 事案の概要（後段部分）

また、令和4年7月頃、当時の管理監督者Cが、カメラ望遠レンズ2点の所在が不明になっていることを 部下からの報告により把握したにもかかわらず、適切な報告や事実確認等を行わなかった。

- 当時の管理監督者Cは、「適切な報告や事実確認等を行わなかった。」とされているが、自身の直近の上司である上位職の管理監督者Dへの報告自体は行っている。ただし、市長、副市長、職員課長などへの報告は行っていない。（詳細は後述）

【市当局発表事項（別紙1）】

1. 時系列

【令和4年度】

令和4年4月頃

- ・総務課所管のレンズ2点の所在がわからなくなった際、課員Aが当事者職員にレンズの所在を尋ねたところ、レンズは修理に出しているとの報告があった。

令和4年7月27日

- ・課員Aがレンズの修理の進捗について当事者職員に尋ねたところ、まだ修理が終わっていない旨の回答があった。

令和4年7月28日

- ・課員Aが当事者職員からレンズの修理は嘘であることの告白を受けた。このことを課員Aは管理監督者Cへ報告した。しかし、管理監督者Cはその後の適切な報告や確認を行わなかったため、事実の判明には至らなかった。

- 具体的な時期は確認できなかったが、広報広聴係が経営政策課の所管であった令和3年度中に、当事者職員に対する業務以外の個人的な電話が多く掛かり、同課の業務に支障が出たため、課長席以外の電話線を抜いた事案が発生したが、その状態は数日で収まった。
- 令和4年4月1日付けの市の機構改革により、広報広聴係が経営政策課から総務課へ移管されたことに伴い、年度替わりに備品の移動も含めた引っ越し作業が行われたが、その時には、備品台帳と現物の照合が行われなかった。

また、当時の備品の所管替に関する書類を確認したところ、令和4年4月1日付けで書類上の所管替手続が行われていないものがあり、特に、今回窃取されたカメラ望遠レンズ2点については、令和4年度に行われた経営政策課に対する監査委員の定期監査において、

総務課への所管替手続きが行われていないことが判明し、令和5年1月27日付けで手続きを行っている。

さらに、本公物窃取事案が発覚した後の令和5年度に経営政策課が行った備品の管理状況に係る自主点検において、所管替や廃棄などの手続きが漏れていた備品が存在することが判明し、所在の実態に応じて、令和5年8月18日付けで、事後の事務処理を行っている。

- 令和4年6月中旬頃に、総務課広報広聴係のカメラが所在不明となるが、令和4年7月27日に当事者職員が課内のコンテナボックスからカメラを発見する事案が発生した。その際に、係員の1人より、カメラの音の設定やレンズ操作時の感触の違いから、当事者職員が発見したカメラは元のカメラとは違うのではないかとの指摘があったが、備品台帳にシリアルナンバー（製造番号）の記載がなかったため、真偽を確認することができなかった。
- 令和4年7月28日に課員Aから報告を受けた管理監督者Cは、自身の証言によると、その1日か2日後に自身の直属の上司である上位職の管理監督者Dに対して、前述の令和3年度の経営政策課での当事者職員に対する業務外の電話の件や自身が確認した当事者職員への市職員への借金の依頼状況とあわせて、望遠レンズが所在不明となっており、当事者職員による窃取があり得るのではないかとの報告を行っている。さらに、管理監督者Cは、管理監督者Dに対して、この件は、自身の責任により保留にし、様子を見させてほしい旨の申し入れを行っている。
- 管理監督者Cが管理監督者Dに対して、保留にし、様子を見たいと申し出た理由については、管理監督者Cの証言によると、当事者職員が実際に窃取したところを誰も見ていない段階で、借金があることだけで窃取したと断定できないこと、自身は当事者職員の上司であるので、自身が懲戒処分を受けることは覚悟しているので、もう少し良い方向にならないかを画策させてほしいこと、その時点で広報広聴係は4名体制で業務を行っているが、そのうち2名に退職したいとの意向があり、その状態で当事者職員が懲戒免職により離職すると、あと1名しかいなくなること、さらに、自身のそれまでの市職員としての経験や当事者職員の健康状態を考えると、当事者職員に対して本件を追及すると不測の事態が発生することを懸念したとのことである。

また、管理監督者Cの証言によると、管理監督者Dは、管理監督者Cの申出を即時に認めた訳ではなく、管理監督者Cが広報広聴係の状況を説明しながら、強く申し入れた上で、同意を得たとのことである。

- 管理監督者Cは、課員Aに対して、望遠レンズの所在不明の件について、当事者職員が窃取したことが確定していないことや、未確定の段階で噂が広まるといけないとの理由から他言しないようにとの指示を行った。
- 自身の責任で事態に対応するとした管理監督者Cは、職員Aを通じて当事者職員に対し

て望遠レンズの所在確認を一定期間行っていたが、自身が直接、当事者職員に確認することとはなかった。

また、令和4年9月の台風14号による災害対応に追われたことや自身の体調不良もあり、その後は、望遠レンズの所在確認は行っていなかった。

- 管理監督者Cから報告を受け、その対処方針を容認した管理監督者Dは、その報告内容を市長、副市長に報告しなかった。
- 管理監督者Cは、令和5年1月～3月末まで、病気療養のため長期間の休暇を取得したが、この間、本事案を解決するための方策の実施について、管理監督者Dへの依頼や他の課員への指示を行っておらず、また、望遠レンズが戻ってきたかなど所在の確認も一切行っていなかった。

また、管理監督者Dについても、管理監督者Cの長期休暇中に、管理監督者Cに代わって、自らが本事案を解決するための行動及び部下への指示、並びに、望遠レンズの所在の確認を一切行っていなかった。

- 令和5年4月1日付で、管理監督者Cは昇任の上、他部署へ移動、管理監督者Dは定年退職となるが、両氏とも、自身の後任者に望遠レンズの所在不明の件の引き継ぎを行わないとともに、令和5年6月に本事案が表面化するまでの間、自身の後任者や広報広聴係の係員等に望遠レンズの所在不明の確認を一切行っていなかった。
- 両氏の証言によると、両氏の間で、本件望遠レンズの所在不明の件を話したのは、当初の令和4年7月だけで、それ以降は一切話を行っていないとのことである。
- 本委員会では、管理監督者Cに対しては、望遠レンズの所在不明の件を自身の後任者に引き継がない場合に、この事案をどのように解決しようと考えていたのか、また、管理監督者Dに対しては、職務上、人事異動の意思決定の過程に携わる立場として、本事案を自身に任せて欲しいと言っている管理監督者Cを異動させた上に、自身も後任者に引き継ぎを行わずに、この事案をどのように解決しようと考えていたのかをそれぞれ確認したが、両氏からは明確な内容の返答を得られなかった。

なお、管理監督者Cからは、自身の病気療養中に望遠レンズが戻っていることを期待する考えもあったとの証言を得ているが、前述のとおり、実際に所在の確認は行われていなかった。

- 令和5年4月1日付け人事異動により、管理監督者Cは昇任の上、他部署に異動したが、職務上、人事異動の意思決定の過程に携わる管理監督者Dは、管理監督者Cの昇任と異動を容認すると共に、本事案の発生と管理監督者Cのその時点までの対応状況について、市長、副市長へは報告を行わなかった。したがって、人事異動の最終決裁者である市長は、本事案の発生を知らずに人事異動の決裁を行ったと推察される。

- 結果として、令和4年度中に本事案が表面化しなかったことにより、管理監督者Dについては、自身に対する懲戒処分が行われないうまま定年退職した上で、民間に再就職した。また、管理監督者Cについては、令和5年4月1日付の人事異動で上位職に昇任したということで、客観的に見れば両者の利害関係が一致しているようにも見える。

この点について、両者に対して、2人で口裏を合わせて、黙っておこうとの話ではなかったのかと確認したが、その点については、両者とも否定している。

【管理監督者Cが本事案を保留する理由とした令和4年度の総務課広報広聴係の状況】

- 令和4年4月1日付けの機構改革により、広報広聴係は経営政策課から総務課へ移管されたが、その際に、係長以下の人員が5名から4名へと1名減になった。本委員会では、複数の証人に対して、人員減の経緯や理由を確認したが、特定には至らなかった。
- 年度当初から、特に、新型コロナ関係の情報発信も含めた市の公式SNSやホームページに関する業務を中心に多忙な状態で、係内の打ち合わせも頻繁に電話が掛かり中断しながら行うような状態が続いていたが、加えて、令和4年6月補正予算で、新たに「市民に寄り添う広報展開事業」、「企業誘致やスマートシティ推進のためのシティプロモーション事業」、「公認YouTuber制度調査事業」、「多様な市民意見の政策反映に関する調査事業」の4事業が広報広聴係の新規事業として加わったことにより、同係の業務は更に多忙となった。
- このような中、管理監督者Cの証言によると、年度途中で係員4名のうち2名が体調を崩すと共に、管理監督者Cに対して、早期退職したい旨を申し出たとのことである。
- さらに、当時の広報広聴係長に関しては、休日や夜間も含め市長からの業務上の直接の指示を受けて対応していたことが多かったとの証言が複数の証人からあり、また、そのような状態を負担に感じた同係長が管理監督者Cに対して、このような形はやめて欲しいとの申し出を行い、管理監督者Cが市長に対して、同係長への直接の指示をやめて欲しいとの具申を行った結果、市長から同係長への直接の指示は行われなくなったとの証言も得ている。ただし、これらの証言内容については、現時点において、もう一方の当事者である市長に対して、真偽や意図などの確認を行っていないため、今後、委員会の最終報告に向けて、確認が必要な事項であると考えられる。
- 令和4年度の広報広聴係の人員体制の整備について、管理監督者Cは会計年度任用職員での補充を広報広聴係長に打診したが、同係長は、広報広聴業務の性質上、会計年度任用職員に業務を行わせることは難しいとの判断により、その打診を断った。その後、令和4年度中は、管理監督者Cの判断による課内の係間での人員調整などは行わなかった。

また、市役所全体の人員配置に関して管理監督者Cよりも強い権限を持っていた管理監

督者Dにおいても、令和4年度中の広報広聴係の人員増など対応は行わなかった。

- 結果として、当時はまだ疑いの段階であったが、公物窃取を行なった当事者職員が令和5年8月1日までの約1年間引き続き市職員として勤務することとなり、その間、令和5年2月24日に購入したビデオ編集ソフトの窃取が行われた。

【市当局発表事項】

1. 時系列

【令和5年度】

令和5年5月31日

- ・課員Bが業務で使用するため、レンズの所在を当事者職員に尋ねたところ、業者へ修理に出しており、6月19日に戻ってくる旨の回答があった。

令和5年6月19日

- ・レンズが戻ってこなかったため、課員Bが当事者職員に対して事情聴取を行ったところ、自らの借金返済に充てるためにレンズ2点を売却したことを認めた。さらに、液晶モニター1点及びビデオ編集ソフト1点も売却していることが判明した。
- ・それらを直ちに市長、副市長に報告したのち、弁護士や警察との協議と併せて、人事当局による本人及びすべての関係職員に対する事実確認の聴取を開始した。

- 令和5年6月19日に当事者職員から公物の窃取を行なったことを聴取した令和5年度の広報広聴係長は、そのことを報告するため、翌6月20日付で「総務課職員による市備品の業務上横領事案について」との起案文書を作成し稟議回付を行った。同文書については、起案日から34日後の令和5年7月24日付けで市長の決裁が行われている。

- 本委員会においては、同文書の決裁に1か月以上掛った理由を確認するため、令和5年12月25日付けの文書による照会及び関係者への証人尋問を行った。

その結果、同起案文書の根拠となっている令和5年6月19日に行われた広報広聴係長による当事者職員への聞き取りについては2名のみで行われたことから、第三者的な立場として、総務課法制第1、第2係長による再調査を行うこととなり、両係長による当事者職員及び管理監督者C並びに管理監督者Dに対する聞き取り調査が6月22日、23日の両日に行われている。

その後の同起案文書の稟議回付状況については、法制第1係長の再調査結果を添付した稟議回付の再開が6月30日よりも前に行われ、合議先の職員課では、合議だったと思うので、押した後すぐ総務課に戻して、その後の決裁ルートで、決裁は行っているものかと認識しているとの証言は得られたが、全ての証人から自身が同起案文書をいつ決裁し、次の決裁者に回付したかの具体的な証言が得られなかったことから、同文書の決裁

に1か月以上掛った理由の特定には至らなかった。

○ あわせて、当事者職員が公物の窃取を認めた6月19日から懲戒免職の処分が行われた8月1日まで、40日以上掛かっている理由に関しては、以下の証言が得られたが、理由の特定には至らなかった。

- ・総務課法制両係長による再調査が上下水道局の案件と当時進行で行われた経緯について、当初、総務課が令和5年3月末に覚知した上下水道局の案件の調査を先行して行っており、6月下旬に関係者への事情聴取を行うよう日程調整を行っていた。そのような中、6月20日に本件公物窃取事案の再調査を行うことを総務部長及び総務課長から指示されたため、結果的に両事案について、同時期に関係者の事情聴取を行うこととなった。
- ・その後、7月10日、12日、14日に職員課による当事者職員及び管理監督者C並びに管理監督者Dに対する事情聴取が行われた。その時点で、当事者職員に対する事情聴取は、広報広聴係長、総務課法制両係長に次ぐ3度目となるが、職員の懲戒処分を所管する職員課の立場としては、当然、必要な事情聴取を行った。
- ・結果的に、当事者職員が公物窃取の事実を認めてから、懲戒処分が行われるまで40日以上掛ったことについては、それぞれの部署がそれぞれの立場で必要な調査等を可能な限り早く行った結果であり、意図的に遅らせたものではない。
- ・また、本件公物窃取事案と上下水道局の事案の2つの事案に関する調査や懲戒処分を同時に行うことについて、自身が意図的に発案し、誰かに指示を行ったり、逆に、他者から意図的な指示を受けたりしたことはない。
- ・さらに、2つの事案の懲戒処分を同日に行ったことや、処分日である8月1日が、6月定例会での減額修正議決から再議を経て、再提案されたデジタル田園都市国家構想に係る補正予算が、臨時会で可決された7月31日の翌日であることについては、意図的なものではなく、可能な限り早期に懲戒処分を行うよう手続きを進めてきた結果、そのような日程になった。

○ 6月19日に公物窃取を認めた以降の当事者職員の出勤状況については、令和6年2月26日付の文書による照会の結果、6月20日から6月29日の間は出勤していたが、6月30日以降、7月31日までの全ての出勤を要する日において、年次有給休暇及び夏季休暇を取得することにより、実際に出勤していないことを確認した。また、この間、6月分の期末勤勉手当及び7月分給与が支給（通勤手当については返納）されていたことも確認した。

あわせて、同職員に貸与している庁舎入退出用のセキュリティカードについては、7月28日から使用不可能とする手続きが行われたことを確認した。

3. 委員会の意見

○ 本件公物窃取事案に関して、一番責を負うべきは当然のことながら窃取を行なった当事者職員である。当事者職員については、令和5年12月定例会において市長より、「本市がリース業者に支払った賠償金を含め、今回発生した公物窃取事案により本市が被った損害賠償金の総額69万5,370円については、地方自治法第243条の2の2第3項の規定に基づき、監査委員による賠償額の決定等を受けた上で、元職員へ賠償命令を行い、その全額が既に弁償された」との報告があり、すでに本市に対して被害額の全額を弁償している。また、市当局による警察への告発も行われているので、今後の刑事処分については、司法当局の判断とはなるが、当事者職員においては、十分に反省すると共に、自身が犯した罪を償うことを願いたい。

○ 令和3年度の経営政策課での電話の件については、短期間で事態が収まったことや、その後、同課において同様の事態が発生しなかったことなどから、その時点で、当事者職員の置かれた状況を深掘した上での対応が行われなかったものと推察される。事案発生後の現時点においては、その時点で何らかの対応を行っていただければとの思いもあるが、その当時の段階で、当事者職員が公物窃取を行なうのではないかとの発想に至らなかったことは、通常の間接的であり、本委員会として特に焦点化する必要性は低いと考える。

しかしながら、今回の事案発生を契機に、金銭問題など個人的な問題を抱えているのではないかと感じる職員が職場にいる場合には、相談できる専門機関を紹介するなどの早期の対応が取れるような体制づくりが必要はないかと感じる場所である。業務外の個人的な話であるため周囲の職員がどこまで介入するかとの問題があるかもしれないが、最悪の場合、今回の事案のように懲戒免職者が出れば、人員減など職場全体の問題にもなる可能性もある得るため、ぜひ一考願いたい。

○ 令和4年4月1日付けの経営政策課から総務課への備品の所管替について、年度替わりの多忙な時期に、備品の移動だけではなく、係全体の引っ越し作業を行っていたので、その場で備品台帳と現物の照合作業を行うことは難しかったかもしれないが、後日、早めにどこかの時点で、突合を行うべきであったと考える。ただし、今回窃取された望遠レンズ2点については、レンズ自体のみが窃取され、収納用のケースは存在しており、レンズの性質上、備品ラベルは収納用のケースに貼付されていたとのことなので、仮に備品台帳と実物の突合作業を行っていても、ケースを開けて中身まで確認しなければ、所在不明に気づけなかった可能性もある。

また、窃取が行われた望遠レンズ2本について、監査委員の定期監査が行われるまで所管替の手続きが行われていないことに気づかないことや、令和5年8月の再点検時に新たに手続き漏れの備品があることが判明するなど、備品の管理に大いに問題があった

とも考える。

さらに、本事案に関連して、所在不明だったカメラが発見された際に、備品の製造番号を管理していなかったことから、元のカメラではないとの疑念の真偽を解明することができなかったことから、全ての備品に対しては難しいかもしれないが、一定金額以上の備品については、台帳に製造番号を記載することに加え、廃棄を装った窃取を防ぐため備品の破棄の際には、複数職員により実際の廃棄を確認することもなども含め、全庁的に備品管理体制を強化する必要があると考える。

- 令和4年7月に望遠レンズの所在不明を認識した管理監督者Cの対応について、自身は、案件を保留し、様子を見ていたとして、隠ぺいの意図を否定しているが、上司として自らが直接、当事者職員へ事情を確認することを行わなかったこと、管理監督者D以外の上司に報告しなかったこと、部下に口外しないように指示したこと、自身の人事異動時に後任者に本事案に関する引き継ぎを行わず、自身も所在の確認などの対応を何も行わなかったことなどの事実を見れば、結果的に隠ぺいの意図があったのではないかと言われても仕方がない対応であると考ええる。
- 同じく、令和4年7月に望遠レンズの所在不明を認識した上で、管理監督者Cの対処方針を容認した管理監督者Dについても、自身の上司である市長、副市長に本事案の報告を行わなかったこと、自身の定年退職時に後任者に本事案に関する引き継ぎを行わなかったこと、退職後も所在の確認などの対応を何も行っていなかったことなどの事実を見れば、管理監督者Cと同様に、結果的に隠ぺいの意図があったのではないかと言われても仕方がない対応であると考ええる。

さらに、管理監督者Dについては、管理監督者Cの上司として、その誤った判断を正すように指導する立場でありながら、その職責を果たさなかったと共に、人事異動の意思決定に携わる立場として、市長、副市長に本事案の発覚を報告しない形で、管理監督者Cの昇任を決裁させており、このことについては、本市の人事管理上、非常に重大な問題であったと考える。

このような中、管理監督者Dは、本事案が発覚する前の令和5年3月31日付けで定年退職していることから、今回の懲戒処分の対象外であると共に、本市の懲戒処分の公表基準により、その行為や責任の所在について、対外的な発表が行われていない。このことについては、法的にやむを得ないものであり、市当局の対応に異を唱えるものではないが、仮に管理監督者Dが引き続き本市に在職していれば、その職責上、管理監督者Cと同等かそれ以上の量定の懲戒処分を行なうべきであるとも考えることから、管理監督者Dに対して、市として何の措置も行えないことについては、本委員会としても忸怩たる思いを抱かざるを得ない。

今後は、他自治体の規定を研究するなど、同様の事案に対して、退職後でも何らかの形で責任を問うことができたり、事実を公表できたりするような制度を構築することも必要ではないかと考える。

- 管理監督者Cが本事案を保留し、様子を見た理由として挙げている、令和4年度の広報聴係の業務や人員体制の状況について、多忙であることだけが全ての原因ではないが、係員4名のうち、年度末に2名が早期退職する状態は、憂慮すべきものであると考える。

このことを理由に管理監督者Cが本事案を保留したことについては、全く理由にならず言語道断の行為であるが、一方で今回の事案に限らず、近年、市職員の早期退職者が多い傾向にあるので、可能な限りその理由を把握した上で、キャリアアップ等の個人の事情以外での職場環境や指揮命令系統のあり方も含めた組織全体の問題に起因した早期退職者が発生しないような取組を行うことが必要であると考えます。

- 公物窃取を行なった当事者職員やその行為を黙認する結果となった管理監督者C及び管理監督者Dの行為については、法令遵守の意識が欠如していることは言うまでもない。大多数の市職員は、公務員として当然な法令遵守の意識を持っていると考えているが、最近でも、辺地総合計画に係る議決証明書の偽造の案件が発覚するなど、一部の職員による行為が市役所全体の信用を失墜させたり、市に対して損害を与えたりしかねない。

このようなことから、特に管理職に対しては、自身の判断内容が場合によっては、部下の人生を左右することもあることを認識させるなど、市職員に対して改めて、万が一の場合の懲戒処分の基準の周知などを図りながら、法令遵守の意識づけを改めて徹底することが必要と考える。

なお、一方で、今回の案件の調査にあたって、事案解決に向けた強い意志を持って事態の初期対応を行った職員、当事者職員の早期処分を求めて、後述する上司に直接具申した職員、判断に迷う部下に対して、適切な指導を行い、正しい結果に導いた管理監督者が存在したことも報告しておきたい。

- 令和5年6月19日に当事者職員が公物の窃取を認めてから8月1日付で懲戒免職になるまでの期間については、関係部署における可能な限り早期の対応の結果であり、結果として、当事者職員に対して3回の事情聴取を行なったことについても、懲戒処分に対する不服申し立てや訴訟提起のリスクを考えると慎重な手順を踏むことも理解でき、委員会として、今回の懲戒処分までの約40日の期間について、時間が掛かりすぎているのかの評価を行うことは難しいと考える。

一方で、当事者職員に対して、年休や夏季休暇を取得することにより、実際には1日も勤務していない令和5年7月分の給与が支給されていることや、前述の事情により、

懲戒処分の実施までには一定期間を必要とすることから、実務上、短期間で支給を差し止めることは困難かもしれないが、6月分の期末勤勉手当が支給されている点については、市民感情の点から、複雑な思いを抱かざるを得ない。

また、当事者職員が公物窃取を認めてから懲戒処分が行われるまで、約40日間あったことや、この間、当事者職員や広報広聴係員に対して具体的な処分日の見込みが示されなかったことから、当事者職員の精神状態が不安定になったり、その状態を毎日心配し、場合によっては、当事者職員の生活状況を直接確認していた、広報広聴係の係員が精神的に疲弊したりする状況であったとの証言を複数の証人から得ており、そのような状態を憂い、実際に自身の直属の上司よりもさらに上位の職位にあたる上司に、早期の懲戒処分を行うように直接具申した職員がいたことも確認している。

このようなことから、人事当局においては、前述の事情に加え、市職員の懲戒免職の事例が稀有であることから、早急な懲戒処分を実施することは容易ではないとは考えるが、今回の一連の事務手続きの過程等を改めて検証した上で、懲戒免職となる可能性が高い事案を覚知した場合には、当初より法制部門と連携した調査を行うなど、事案覚知から処分までに要する期間を短縮できる方策の検討も必要ではないかと考える。

あわせて、制度上、正式な懲戒処分実施までの間に、当事者職員に対して自宅謹慎等は命じられないとのことであるが、特に、今回は公物の窃取を行なった職員がその事実を認めた日の翌日以降も8日間は実際に出勤しており、また、庁舎入退出用のセキュリティカードも公物窃取を認めてから1カ月以上使用できたことから、市役所内で新たな公物窃取事案が行われる可能性もあったとも言えるので、この点についても、何らかの対応を検討する必要があるとも考える。

第11 おわりに

今回、中間報告を行った総務部総務課職員による公物窃取事案については、当事者職員と管理監督者Cの2名に対して懲戒処分が行われたことが、令和5年8月10日に市当局から発表されている。しかしながら、実際には、管理監督者Cの上位職である管理監督者Dも大きく関与していたが、同氏の定年退職後に本事案が表面化したことから、懲戒処分が行えなかったことは報告したとおりである。

また、管理監督者Cについて、市当局の発表内容では「職員Aからの報告後に適切な報告や確認を行わなかった」とされているが、管理監督者Dも含めた実際の対応状況については、率直に言って、ただの報告漏れなどではなく「あわよくばバレなければ良い」との意思があったと言わざるを得ない内容である。

このことについては、本事案に限らず、本委員会で今後調査を行う予定の上下水道局職員に

よる案件や、先日発覚した辺地総合整備計画に係る議決証明書偽造の案件に関与した職員にも共通した意識ではないかとも考える。

さらに言えば、これらの事案に関与した職員に、法令順守の意識が欠如していることはもちろんであるが、市役所の組織全体の風通しはどうか、特に、市長、副市長をはじめとした上司に対して、悪い案件の報告を行いにくい雰囲気があるのではないかなど、職員個人の問題以外に市の組織全体として、しっかりとしたガバナンス体制がとられているのかについても、改めて検証が必要ではないかと考える。

その他、本報告書においては、備品の管理体制をはじめとした様々な問題や課題を指摘しているが、今回の事案を教訓として、今後の再発防止に努めていただきたい。

特に、備品台帳への製造番号の記載については、記載されていなかったことにより、今回の公物窃取事案に関連する5点目の窃取が行われていた可能性の真偽が特定できなかったことから、今後、留意が必要であると考えます。

以上、本特別委員会の調査事項に関する現段階での中間報告とするが、今回の調査対象が市職員の懲戒処分に関する事項であるため、その公表基準により市当局からの発表内容が限定される中、管理監督者Dの存在など、この中間報告において、より真相を明らかにできたと考えている。その意味で、本特別委員会設置の意義は大きいのではないかと感じている。

なお、今後、本特別委員会においては、引き続き上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に関する事項の調査を行うこととするが、今回報告を行った総務部総務課職員による公物窃取事案についても、新たな事項が判明するなどのことがあれば、あわせて報告を行いたい。

最後に、これまでの調査にご協力いただいた関係各位に感謝申し上げ、本特別委員会の中間報告とする。